

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	小児慢性特定疾病医療費支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、小児慢性特定疾病医療費支給事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分市長

公表日

令和3年12月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費支給事務
②事務の概要	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費に関する事務であって小児慢性特定疾病医療費の支給の認定、支給認定の変更の認定、及び支給認定の取消し、並びに小児慢性特定疾病医療費の支給事務に使用する。
③システムの名称	特定個人情報はエクセル管理、団体内統合宛名システム、中間サーバー、小児慢性特定疾病システム、基幹系端末(市町村民税、住民基本台帳)
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病受給者管理ファイル(エクセル)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1項 番7、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第1号から第5号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第2項 番9 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条 情報提供の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第2項 番26、56の2、87 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二及び第2号から第5号、第44条第1号二及び第2号から第5号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報公開室 住所:大分市荷揚町2番31号 電話: 097-537-5797
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部保健予防課 住所:大分市荷揚町6番1号大分市保健所 電話:097-535-7710

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [○] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月20日	I 関連情報 3.	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第2号、第3号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第1号から第5号	事後	
平成28年10月20日	I 関連情報 4. ②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二及び第2号から第5号、第44条第1号二及び第2号から第5号	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 5. ②	藤田 庄司	森 文子	事後	人事異動に伴う記載内容の変更
平成31年4月1日	I 関連情報 5. ②	森 文子	保健予防課長	事後	人事異動に伴う記載内容の変更
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2	500人未満	500人以上	事後	
令和2年12月15日	II しきい値判断項目 1	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	
令和2年12月15日	II しきい値判断項目 1	平成27年7月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和2年12月15日	II しきい値判断項目 2	平成31年4月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和3年8月1日	II しきい値判断項目 1	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	
令和3年8月1日	II しきい値判断項目 1	令和2年12月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年8月1日	II しきい値判断項目 2	500人以上	500人未満	事後	
令和3年8月1日	II しきい値判断項目 2	令和2年12月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. ②	<p>情報照会の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第2 項番9 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条</p> <p>情報提供の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第2 項番26、56の2、87 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二及び第2号から第5号、第44条第1号二及び第2号から第5号</p>	<p>情報照会の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第2 項番9 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条</p> <p>情報提供の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第2 項番26、56の2、87 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二及び第2号から第5号、第44条第1号二及び第2号から第5号</p>	事前	事前通知事項
令和4年1月4日	I 関連情報 1.	特定個人情報とはエクセル管理、団体内統合宛名システム、中間サーバー、小児慢性特定疾病システム	特定個人情報はエクセル管理、団体内統合宛名システム、中間サーバー、小児慢性特定疾病システム、基幹系端末(市町村民税、住民基本台帳)	事前	